



## 1. 提案・要望内容

### **(1) 民間の犯罪被害者等支援団体に対する財政支援制度の創設**

- 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体が果たす役割の重要性に鑑み、団体の安定的・継続的な事業実施および相談体制の充実のため、「第3次犯罪被害者等基本計画」に定める『民間の団体への財政的援助の充実』を図る財政支援制度の創設

### **(2) 「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」の継続と必要額の確保**

- 「第4次男女共同参画基本計画」および「第3次犯罪被害者等基本計画」にも位置付けられている“性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター”の継続的かつ安定的な運営のため、財政支援制度の継続および必要額の確保

### **(3) 若年層における女性に対する暴力の効果的な予防啓発**

- 若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないようにするため、“若年層における女性に対する暴力”の効果的な予防啓発等に対する支援制度の創設

## 2. 提案・要望の理由

### **(1) 民間の犯罪被害者等支援団体に対する財政支援制度の創設**

- 犯罪被害者等への支援は安定的・継続的に実施する必要があるが、民間支援団体の財政的基盤は脆弱
- 相談件数は右肩上がりであり、支援活動を行う相談員の負担が増大する中で質の高い支援を行うためには相談体制の充実が必要

### **(2) 「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」の継続・必要額の確保**

- 「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖」（通称 SATOCO）は、二次的被害から被害者を守るための専門研修を受けた看護師（SANE）による24時間のホットライン体制を整備するなど、滋賀県方式として全国から注目される取組
- 相談件数の増加に伴い、24時間ホットライン体制を担う看護師の負担が大きく、また、相談は長期間を要するため、心のケアや付添支援を行う相談員の負担も大きい。
- 被害者支援を安定的・継続的に実施するためにも、相談への対応を行う看護師や相談員の体制の充実が必要であることから、「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」の継続および必要額の確保が必要

### **(3) 若年層における女性に対する暴力の効果的な予防啓発**

- 広報啓発冊子を配付するだけでなく、若年層が主体的に学び、被害を未然に防ぐための参加型学習の実施等効果的な事業を実施することが必要

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センター（平成 30 年 4 月公益社団法人設立）

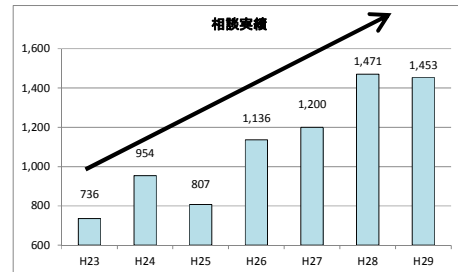
- 犯罪被害者等のニーズに対応したきめ細かな支援のできる県内唯一の民間団体
  - ・犯罪被害者総合窓口および県警サポートテレホンを委託(平成 21 年 4 月～)
  - ・犯罪被害者等早期援助団体に指定(平成 21 年 7 月)
  - ・性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 SATOCO を開設（平成 26 年 4 月～）

(現状)

おうみ犯罪被害者支援センター財務諸表

単位:千円

	H26決算	H27決算	H28決算
経常収益	11,685	15,136	20,144
経常費用	14,214	17,465	20,140
差引	△ 2,529	△ 2,329	4



(課題)

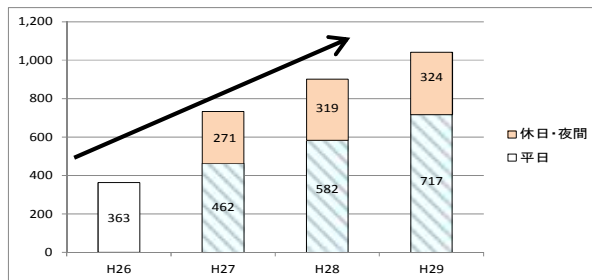
- ・小規模な団体であり人的基盤および財政的基盤が脆弱
- ・公益社団法人へ移行し社会的信用力を高め自主財源である賛助会費や寄附金の確保に努めているものの、安定した団体運営には十分でない
- ・相談件数は右肩上がりが増加しており、相談員の負担が増大している
- ・新規相談員の確保など相談体制の充実がなければ質の高い支援の維持が困難

### (2) 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 SATOCO（平成 26 年 4 月～）

- 滋賀県産科婦人科医会・公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センター・滋賀県警察・滋賀県の 4 者連携による性暴力被害者のためのワンストップ支援の取組

(現状)

SATOCO 相談支援実績



性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 SATOCO(サトコ)



(課題)

- ・24 時間ホットライン体制で運営しているが、休日夜間の相談が約 1/3 となっており、特に常時電話を携帯している専門看護師(SANE)の負担が大きい
- ・心のケアなど回復期における相談は長期間を要し、また、増加する付添支援は長時間の対応を余儀なくされ、相談員の負担が大きい
- ・制度を継続的かつ安定的に実施するため相談への対応を行う看護師や相談員の体制の充実が必要であり、引き続き十分な財政的支援が必要

### (3) 若年層における女性に対する暴力の予防啓発事業（「性の健康教育」等の実施）

- 性犯罪被害に遭いやすい若年層を対象とした性犯罪を起こさない、性犯罪被害に遭わない行動やモラルを身に付けるための特別授業等を開催

- 県内中学校・高等学校において生徒への「性の健康教育」を専門医と連携して実施
- 教師をはじめ児童生徒と関わる全ての人々が正しい知識を持って対応するための研修会の実施